

老人福祉発達史の一断面

——— 佐世保養老院の成立と展開を中心に ———

井 村 圭 壮

序

本研究は、戦前期の養老院の成立と展開をミクロ的側面から素描するとともに、わが国の老人福祉事業の足跡を探究するものである。特に今回は、「佐世保養老院」の施設史研究を通して、大正期、昭和初期の養老事業の進展とその社会的背景について考察する。

老人福祉の史的研究の中でも、戦前期の養老事業の研究はたち遅れていることが指摘されている。¹⁾ その基礎的要因は、原資料となる養老院の日誌や生活記録が消失していることによる。また、養老事業の全国的組織化は大正末期であり、養老院の数が育児事業等に比較して少数であったことも考えられよう。ただし、1932(昭和7)年には「全国養老事業協会」が設立され、1933(昭和8)年から雑誌『養老事業』を発行するなど、養老事業の近代化が図られていった。「全国養老事業協会」は年に1回「実務者講習会」を開き、養老事業従事者の教育訓練にも貢献している。また、戦前期に創設された養老院の中には、報告書(月報、院報、園報等)を発行し、事業概要を公表しているが、これらが老人福祉発達史の貴重な原資料となっていることは確かである。そのため、本研究では戦前期に創設された施設(養老院)に視点を当て、そこで明らかとなった原資料を整理するなかから、老人福祉事業の史的分析を試みる。

1. 大正期の養老事業と佐世保養老院

1923(大正12)年、わが国は関東大震災に見舞われる。この震災は「日本社会事業成立の第2の契機」²⁾になったと位置づけられているが、養老事業においてもその後の推進的役割を果たした財団法人「浴風会」が1925(大正14)年に設立された。「浴風会」は震災によって要救護状態に陥った老人を保護することを目的として「浴風園」を建築し、1927(昭和2)年から収容保護を開始した。

大正期は社会事業の成立期であり、この領域における組織化、近代化が図られた時代である。1920(大正9)年、内務省に社会局が新設され、また1921(大正10)年、「中央慈善協会」が「中央社会事業協会」と改称され、「社会事業」という名称が一般化していった。養老事業はこの時流のもとで一定の変化発展を示していったのである。1925(大正14)年5月、「第7回全国社会

事業大会」の際に「第1回養老事業懇談会」が開かれ、そこでの決議によって、同年10月「第1回全国養老事業大会」が主に「大阪養老院」を会場にして開催された。この大会には全国から42名の養老事業関係者が集まったが、その中に「佐世保養老院」の創設者である川添諦信（1900～1984）の姿もあった。³⁾

川添は、1923（大正12）年に「佐世保仏教婦人救護会」を組織、1924（大正13）年には市内本島町の善光寺境内に「佐世保養老院」（現在の養護老人ホーム「清風園」）を創設した。当初の入所者は85歳と75歳の男性、83歳の女性、計3名であった。その後、院舎の拡張が必要となり、1925（大正14）年4月、福石町（現在の稲荷町）に収容棟2棟を新築移転し、本格的な事業を開始する。

「佐世保養老院」では大正14年度から『院報』を発行しているが、⁴⁾その中に以下のような「院則」を掲げている。

- 「第一條 本院を佐世保養老院と稱す
- 第二條 本院の創立は大正拾參年四月拾貳日
- 第三條 本院を佐世保市外福石免六二五番地に置く
- 第四條 本院は佛陀の教旨に基き可憐無告にして六拾歳以上の老衰の男女及場合によりては貧孤児をも收容救護するを目的とす
- 第五條 本院に救護を受けむとする者は本人の戸籍謄本を要するものにして本院に於て更に事實を調査し其の諾否を定む
- 第六條 本院は賛助會員及慈善家より寄贈せられたる収入を以て維持資とす
- 第七條 本院の役員は名譽院長壹名顧問理事及評議員若干名とす
- 第八條 本院の収入支出は毎月參拾日之を精算し剩餘金は銀行へ預くるものとす
- 第九條 本院の總計算は毎年壹月より拾貳月迄を會計年度とし毎年貳月末日迄に前年度收支決算をなすものとす
- 第十條 本院の實況慈善家の氏名及寄贈金品等は本院發行の院報を以て公衆に報告す
- 第十一條 本院は追って財團法人組織とす」⁵⁾

この「院則」の限りでは、養老院にもかかわらず「貧孤児をも收容救護する」ことを規定している。『昭和元年度佐世保養老院院報』では「十五歳未満」の児童1名收容の記録が残されている。児童の入所については「報恩積善会」などでもみられるが、一般的に大正期は養老院の増加や育児院に養老部が増設される傾向にあった。例えば、「島崎育児院」は1915（大正4）年に養老部を設けている。「高知博愛園」は1920（大正9）年、養老部を新設した。「富士育児院」は1923（大正12）年に名称を「富士育児養老院」に変えている。ただし、当時の佐世保には育児院もなく、「佐世保養老院」では地域の実状に合せた包括的な救援対策が必要であったと考えられる。⁶⁾

佐世保は海軍とともに発展した新興都市である。1886（明治19）年、佐世保鎮守府の設置が正式に公示され、1890（明治23）年には佐世保鎮守府の開庁式が行われた。1902（明治35）年、市

制を施行し、他地からの移住者が増加するなかで軍港都市としての発展をみせた。日露戦争の際、佐世保港は日本海軍の国内前線基地となり、また第一次世界大戦では艦船の出入りが激しく、海軍部内の施設の拡大強化が図られた。軍人や工廠の工具も急増し、1914（大正3）年の終りには工具数は12,585名になっていた。⁷⁾

こうして佐世保市は、海軍拡張の波に乗って異常な活況を呈した。しかし、空前の物価高が市民を襲い、特に米価の高騰は市民の生活を苦しめていった。やがて、戦後不況の波が押し寄せ失業者が増加するなかで、必然的に社会事業の対象者が発生していったのである。そのため、川添は1919（大正8）年、「衆善会」を組織し、有志者から寄付金や食料を集め、貧困家庭に配布して回っている。

川添の本格的な社会事業への実践は、1924（大正13）年、「佐世保養老院」を創設してからである。養老院の創設にあたっては、「佐世保仏教婦人救護会」の支援があったからだと考えられる。ここで、「佐世保仏教婦人救護会会則」を示しておく。

- 「第一條 本會を佐世保佛教婦人救護會と稱し事務所を市内本島町善光寺内に置く
- 第二條 本會は佛陀の教義に基き婦徳を涵養し併せて養老事業を經營し其他救濟事業を成すを目的とす
- 第三條 本會は宗旨を問はず道俗に関せず總て本會の主旨を翼賛し規定の會費を納むる者を以て會員とす
- 第四條 本會々員を左の三種に分つ
- 一 名譽會員
本會の功勞者又は徳望ある婦人を推選す
 - 二 特別會員
本會の主旨を賛し會資を補助したる者
 - 三 普通會員
本會の會費を納附したる者
- 第五條 本會に左の役員を置く
會長壹名副會長壹名主事壹名幹事若干名とす
- 第六條 本會は臨時に講演會を催し春秋二期に大會を開く
- 第七條 會員は會費として毎月金拾錢を納付するものとす
- 第八條 本會の經費は會費並に臨時寄附金を以て支辦す
- 第九條 本會々計決算は翌年春期大會に於て報告するものとす
- 第十條 會員にして疾病其他災厄に罹りたる時は之を慰藉し若し死亡者ある時は本會の靈簿に登録し毎年春秋二期の大會に於て追善供養をなすものとす」⁸⁾

大正期の養老院の創設の「一つの特徴は組織的支持母体をもっていたことにある」⁹⁾といわれている。例えば、1917（大正6）年の「佐賀養老院」、1921（大正10）年の「京都養老院」、

1922（大正11）年「堺養老院」、1925（大正14）年「札幌養老院」などには支援母体が組織されていた。川添との親交が深かった矢野嶺雄が1925（大正14）年に開設した「別府養老院」においては、「養老婦人会」によって支援されていた。川添が「佐世保仏教婦人救護会」を組織したのも、こうした大正期の養老院創設の特徴を把握してのことであったと推察される。

2. 川添諦信の実践と佐世保養老院

川添諦信は、社会事業家であると同時に浄土宗侶であった。川添は、1915（大正4）年、佐世保の浄土宗九品寺の小田信巖に弟子入り、かたわら筑後善導寺の浄土宗教校に学び僧侶としての資質を培った人物である。1928（昭和3）年には「福石方面布教所」を開設し、教線を拡張している。また、1949（昭和24）年に善隣寺本堂を建立し、1954（昭和29）年には善隣寺開山号の授与を受けている。

「佐世保養老院」では大正14年度から昭和16年度まで『佐世保養老院々報』を発行し、収支決算や金銭物品にいたる寄付者名などの事業報告を行っている。川添は養老院開設当初から、その運営ができるだけ多数の民衆の支援によって行われることを念願しており、同時にそこには僧侶としての信仰的視点が存在していた。川添は次のように述べている。

「志願成就して養老院の設立を得た私は寺院奉仕の一寒僧としてのつとめは少しも変わらないのですけれど、世間の人からは養老院の川添として私を遇してくれました。私も私の行く所それは讀經即養老院、念佛即養老院といふ心持ですから非常に嬉しい、その日を事業の上に専心さして頂きました。私は「千佛を刻むより一人の信者造れ」と云ふ古徳の語を聞いてゐますが私もその信仰で老人にお仕へしてゐます。

微弱な私の腕に何の力がありませう、でもその私に同情して名宗寺院から、信徒から、軍港の要職から、各官署から、一般水兵から市民から、絶えず同情されるのはみんな老人への贈りもの、老人へ仕へる佛心の贈り物、佛への捧げものです。何と云ふありがたい事であろうか。」¹⁰⁾

ここで読み取れることは、川添が社会事業（養老事業）実践を信仰と一体化させるなかで、浄土宗侶としての使命を果たしていたことであるが、同時に養老院事業を市民からの援助によって展開していこうとしていたことが推測されよう。表1には「佐世保養老院 昭和7年度歳入出決算書」を示しているが、歳入において「借入金」を除けば、「寄附金」が最も高い比率であることがわかる。

表1 昭和七年度歳入出決算書

歳入

科 目	決 算
第1款 賛助會費	702.80 ^円
1. 賛助會費	652.80
2. 養老婦人會醸金	50.00
第2款 寄附金	2,011.11
1. 臨時寄附金	717.25
2. 應援資金	1,111.51
3. 托鉢收入金	182.35
第3款 補助金	1,180.00
1. 長崎縣補助金	120.00
2. 佐世保市補助金	100.00
3. 宗務所補助金	300.00
4. 知恩院補助金	100.00
5. 教務所補助金	60.00
6. 岩崎家助成金	500.00
第4款 委託救護費	318.00
1. 委託救護費	318.00
第5款 財産收入	52.90
1. 貸地料	33.40
2. 貸家料	19.50
第6款 雑収入	781.49
1. 慈善未換金收入	780.84
2. 利 子	.65
第7款 借入金	2,450.00
1. 借 入	2,450.00
第8款 繰越金	67.43
1. 繰越金	67.43
合 計	7,563.73

歳出

科 目	決 算
第1款 事務費	1,172.34 ^円
1. 給 料	539.00
2. 賞 與	32.00
3. 旅 費	237.40
4. 通信運搬費	208.98
5. 印刷費	102.30
6. 新聞雜誌費	52.66
第2款 給養費	1,765.07
1. 賄 費	919.85
2. 醫療費	12.20
3. 被服費	24.70
4. 備品費	66.33
5. 消耗費	402.15
6. 葬祭費	70.04
7. 給與費	180.36
8. 雜 費	100.00
第3款 管理費	277.00
1. 諸税金	43.86
2. 營繕費	92.22
3. 火災保險料	60.00
4. 借地料	80.92
第4款 豫備費	
1. 豫備費	
第5款 營繕費	1,878.50
1. 院舎營繕費	1,878.50
第6款 償還金	2,102.31
1. 元金償還金	1,450.00
2. 利 子	652.31
第7款 雜 費	15.80
1. 雜 費	15.80
合 計	7,211.02
差引殘高	352.71

出所：『佐世保養老院々報 昭和八年九月發行』

3. 救護法下の養老事業

表1において「委託救護費」318.00円とあるが、これは1932（昭和7）年に実施された「救護法」により、1933（昭和8）年3月、「救護施設」の認可を受けたことによる。これによって「佐世保養老院」には公的救済施設としての「救護費」が支給されることになった。『佐世保養老院々報 昭和七年十一月発行』には「救護法」を盛り込んだ「入院手続（内規）」が記載されているので挙げておく。

「一、本院は左記該當者を收容し救護す

一、救護法に依り救護を受くる年齢六十五歳以上の老衰者及不具癱疾にして市町村長の委託に依るもの

二、救護法に該當せざるも眞に生活の能力なく扶養者なき六十歳以上の老衰者及不具癱疾者

二、左記該當者は之を收容せず

一、軍事救護法、癱兵院法、結核豫防法、精神病者看護法により救護を受くるもの又は救護を受くるの資格あるもの

三、市町村長本院に救護法に依る被救護者を委託せんとするときは豫め其の内諾を求め委託送致書に救護臺帳寫を添へ被救護者を送致すること

四、市町村長本院に救護法に依らざる要救護者を委託せんとする場合は左記書類を本院に送付し豫め内諾を求むること

一、市町村長名義の收容頼状

二、要救護者の方面調査臺帳寫

三、要救護者の戸籍謄本

四、醫師の診断書

五、前記の書類により實狀を調査し收容すべき者と決定したるときは收容通知治狀を送付す

六、前記通知により市町村よりは適當の保護者附添出頭のこと 以上」

こうした規定は、「救護法」の制定によって、養老院の運営が管理化、近代化していくことへの始動を意味しているといえよう。

また、「救護法」の制定は、養老院の急速な増設を促したことが指摘されており、¹¹⁾ 表2に示すように昭和6年以降の増設は目覚ましいものがある。「救護法」は「恤救規則」と比較すれば救済対象の拡大がみられるが、家族制度や隣保相扶の扶助に期待をかけていたという点で、要援護者への十分な救済対策とはいえないものであった。確かに「救護法」の制定・施行は養老院の経営を支援する一つの要因になった。しかし、これによって財源が確保されたとはいえない状況にあった。表1のごとく、「佐世保養老院」においても「救護費」は歳入全体の4.2%にすぎず、経

表2 養老院の推移

	養老院数	収容人員
昭和4年	48	1674
6年	60 公設1 私設59	2259
7年	61 公設1 私設60	2525
8年	66 公設1 私設65	2753
9年	72 公設2 私設70	2861
10年	79 公設6 私設73	3190
11年	89 公設7 私設82	3657
13年	90	3920
15年	99	4090

出所: 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編
『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会 1984年, 81頁

営の安定化には「寄付金」や官民からの「補助金」が貢献していた。なお、「佐世保養老院」における入所者のほとんどが被救護者として位置づけられているが、全国的傾向から述べると、養老院の被救護率は決して高くはなかった。昭和10年の養老院の被救護率を示すと、「秋田聖徳会養老院」59.1%、「京都養老院」88.3%、「別府養老院」76.0%、「東京養老院」55.1%、「浴風園」19.3%、「聖ヒルダ養老院」8.3%、「東京老人ホーム」21.7%となっている。¹²⁾

1927(昭和2)年2月、「佐世保養老院」では『佐世保養老院其内容』という30頁の小冊子を発行している。これは、養老院の生活内容を市民に理解してもらうための宣伝効果を期待したパンフレットであるが、当時の養老院の生活を彷彿とさせるものがあるので一部を紹介する。

「又、時には、蓄音器を聞かせて、喜ばせたり、或は、講談的な、面白い話をして、笑はせたりして、元気を付けてはゐるが、是れとても、毎日續けては、厭や氣が出て、却て、面白くない。何といつても、一番、喜ぶのは、お風呂に浸って、心ゆくまで、暖まることと、食べ物だが、是れも、好き嫌いがあって、時々、困らせられることもある。志かし、ホヤホヤの焼芋だけは、みんなが、喜んで喰べる。嫌いだといふ、老人は一人もない。焼芋は寧ろ、老人には付きものかも知れぬ。

だが、比較的、一般の人よりも、放埒な、生活を續けて来た、此の老人達の、心持ちを柔らげるといふことは、容易でないと思ったのが、不思議にも、毎日、朝夕の、佛前禮拜、一週一回の

法話、毎月の、定例法要などに、席を重ねる毎に、自然、心持ちが柔らいで来たのは確かで、近頃では、『親戚や子供がなくて、自分は、却って幸福で御座います。私が、今まで、不幸であったといふことは、こんなに、有難い、幸福にして下さるための、佛様の、お手廻しであったかも知れません』と心から、喜んで呉れてゐます。

かうして、少しでも、信仰に導き得たことを、心強く思ひます。

それから、お爺さんには、毎日二回宛の、散髪と、毎週、一回宛の、髭剃、またお婆さんには、毎月、二回宛、顔や、襟を、剃ってやったりして、床屋さんの仕事まで、係員自身が之をつとめてゐます。

幸ひ、先頃などは、理髪業の、永橋官一さんが、多忙の身でありながら、志かも、無料で、度々、散髪をしてやって、大變、老人達を、喜ばせて下さいましたが、續いて、第六十二潜水艦乗組の、泊一二さんと云へる、軍人の方と、軍艦比叡乗組の、理髪師小田鹿乗さんも、亦、日曜日やら、上陸した時などを、利用して、志ばへ、自ら、理髪道具一切を、携へて来てまで、懇ろに、老人達の、散髪や、髭剃をして下さいました。

時々、かうした、思ひもよらぬ、篤志家の、御同情を戴きますので、『自分達は、まあ、なんといふ、幸福な身であらうか、是れといふのも、全く、佛さまの、おかげである』、と云って、一同、あまりの嬉しさに涙ながして感謝してゐます。

又、豫て、養老院では、一同、麥飯を常食としてゐるのであるが、食べる事より外には、是といふ、何の楽しみもない、老人達の爲に、毎月、『一日』と、『十五日』に限り、特に慰安日として、小豆御飯か、若くは、米の御飯を炊いて食べさせ、尚ほ、老人達の、最も、好きそうな、おいしいものとか、お志る粉や、ぼた餅なども拵へては、その食慾を満たせるなど、特に、此の一日を、楽しく遊ばせてゐる。

即ち、養老院では、是を、『試食會』と稱して、必ず、毎月、實行してゐます。』

以上の文章は小冊子の一部ではあるが、こうした宣伝媒体となった当時のパンフレットに関して、小笠原祐次は、「それほど遠隔な地域にまで及ばない援助者—つまり地域に対する養老院、養老事業についての理解への働きかけ、普及といった、今日でいう社会化、地域化の営みが原初的ではあれ存在していたことを示している」¹³⁾と指摘している。「佐世保養老院」も昭和期に入り、地域社会にいかにか受け入れられるかといった社会的働きかけの中から一定の発展を遂げているが、その状況を表すものとして、表3には「創立以来收容人員移動表」を示している。なお、昭和9年度でいえば、26名中26名全員が「救護法」の対象である被救護者であった。

4. 養老事業の近代化と佐世保養老院

1932（昭和7）年1月、「全国養老事業協会」が設立された。会長は枢密院顧問官窪田静太郎、副会長は社会局社会部長富田愛次郎、理事長は浴風会常務理事福原誠二郎であった。設立の背景

表3 創立以来收容人員移動表

年 度	本年度收容人員		前年度越人員		死 亡		退 院		残人員		年度末計
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	
大正13年度	3	1	0	0	1	0	1	0	1	1	2
大正14年度	3	1	1	1	1	0	1	0	3	2	5
昭和元年度	2	3	3	2	0	1	0	0	4	4	8
昭和2年度	2	1	4	4	1	0	1	0	4	5	9
昭和3年度	0	0	4	5	0	0	0	1	4	4	8
昭和4年度	4	5	4	4	3	1	1	0	6	6	12
昭和5年度	3	2	6	6	1	3	0	0	8	5	13
昭和6年度	4	2	8	5	2	3	2	1	8	3	11
昭和7年度	15	5	7	3	3	1	0	0	19	7	26
昭和8年度	10	6	19	7	8	0	9	3	12	10	22
昭和9年度	9	1	16	10	4	1	1	0	16	10	26

出所：『佐世保養老院々報 昭和十年九月発行』

には「浴風会」が推進役を担っており、中央政府の指導による養老事業の運営が進められ、この時代から養老院の近代化に向けての本格的な事業が開始された。「全国養老事業協会」は「全国養老事業大会」を主催し、あるいは「全国養老事業調査」の実施、「養老事業実務者講習会」を開催するなど、養老事業の向上とその普及に大きな役割を果たした。

こうした養老事業の近代化の波を川添も逸早く吸収しており、全国各地の養老事業関係者との交流もみられた。例えば、『佐世保養老院々報』の中にある「日誌」より抜粋してみると以下のようなになる。大正14年12月6日「福岡養老院長高階瑞仙師来院」、昭和元年3月5日「渡邊佐賀養老院長来訪」、昭和2年3月7日「長崎養老院主夫人来院」、昭和3年5月16日「橘鹿兒島養老院長来院」、昭和7年6月6日「河野雅市氏 福岡養老院主事の氏は来訪経営上の苦辛を語られしに一息絶えて今は空し、転々欣慕の情切なるものあり」、昭和8年5月15日「上野女史別府養老院保姆の氏は、斯業視察のため来訪」、昭和9年10月19日「矢野嶺雄師 別府養老院長の師は、令室同伴にて来訪」、昭和12年7月7日「祖岩佐賀養老院長来訪 襲って院長就任の祖岩哲雄氏来院」。

また、『佐世保養老院々報』には「雑誌寄贈」が記載されており、昭和12年度であれば、以下のようなになっている。

「華頂	京都知恩院	衆善	京都衆善會
事業概要	慶福會	園報	浴風園
月報	長崎養老院	月報	長崎慈光園

院報	東京養老院	院報	和歌山市各宗協同會
院報	前橋養老院	院報	別府養老院
院報	福岡養老院	院報	鹿兒島養老院
院報	佐賀養老院	院報	神戸養老院
時報	マハヤナ學園	時報	京都養老院
園報	ナーランダ學園	會報	長崎縣社會事業協會
愛育	恩賜財團愛育會 ¹⁴⁾		

「佐世保養老院」では創設当初から「院則」の中で「貧孤児をも收容救護する」ことを規定していたが、川添は1928（昭和3）年に託児施設「海光園」（現在の保育所海光園）を創設する。「海光園規則」の中でその目的について次のように規定している。

「本園は父母共に書問勞務に従事し人手を有せざる者の子供並に多忙なる家庭の幼児を預りて幼児心身の發育を圓滿ならしめ常に獨立自營の精神を涵養し幼児依託者及其の家族の勞働能率を增進せしめ以て家庭教育の裨補たらしむことを目的とす¹⁵⁾

軍港ゆえに海軍関係の労働者が多く、1931（昭和6）年12月調べでは、園児130名中「海軍職工」52名、「海軍軍人」26名となっている（表4）。¹⁶⁾

昭和初期の佐世保は戦後不況に見舞われ、1929（昭和4）年には鎮守府司令長官をはじめとする海軍将兵全員と官吏、学校教育などの減俸が実施された。¹⁷⁾ 1930（昭和5）年、ロンドン海軍軍縮条約の調印式が行われ、これが実施の段階に入ると、佐世保は直接そのあおりを受けた。もともと佐世保の不景気は、第一次世界大戦の世界的不況の一環として、すでに大正の中頃から現われていたが、ロンドン条約締結によって直接の影響を受け、1931（昭和6）年には海軍工廠従業員の二割強にあたる1373名、軍需部31名、建築部13名の合計1417名に及ぶ大整理が行われたのであった。¹⁸⁾

こうした状況下において「佐世保養老院」の運営にも苦しいものがあつた。川添は寄付金等の財源を確保するため、高僧名士の書画の寄贈を受け、全国各地でその即売会を開催することによって経営の維持に努めている。1936（昭和11）年には台湾、1938（昭和13）年青島、1940（昭和15）年には朝鮮に渡り、名士書画の即売会を開催するに至っている。

第二次世界大戦の終了とともに、佐世保は引揚船の集結地となった。街では家族を奪われた老人や子どもが浮浪し、食糧難と住宅難は深刻化を極めた。そのため、「佐世保養老院」は生活困難者や浮浪者のための緊急保護施設としての機能を果たした。1946（昭和21）年9月には財団法人「清風園」の認可を得、「佐世保養老院」は同年10月、旧「生活保護法」による保護施設に形を変えた。そのため、入所者は原則として生活保護受給者と位置づけられた。その後、1950（昭和25）年に新「生活保護法」が公布され、養老院は「養老施設」と名称を変えた。「生活保護法」下の養老院は生活保護受給者に限定した救貧施設となり、民間社会事業の公営化が進められたのである。つまり、養老院は国家的救貧対策によって、経済的貧困の救済援助施設として公的性格を固

老人福祉発達史の一断面

表4 佐世保海光園々兒父兄職業別並収入別員數一覽表

	海軍々人	海軍職工	荷馬車業	花賣行商	呉服行商	藥種商	下駄商	會社員	疊製造業	青物果物商	農業	雜貨商	染物屋	古物商
70		1				3		1					1	
65	10	15	1				2	1						
60	7	28	1		2			1	1			1		
50		8	1		3				1	1	2			
40				2						2	1			
30				3										1
計	26	52	3	5	5	3	2	3	2	3	3	1	1	1
記事	一等下士官以下													

	人夫	大工業	理髮業	石工業	購買所	葬儀屋	刑務所看守	豆腐屋	ラムネ製造業	ウドン製造業	蒲鉾製造業	蒟蒻製造業	失業業	合計
70			1						1					8
65														28
60		2				1	1				1			49
50		1		2	1			1		1		1		30
40	2													7
30	1													8
計	3	3	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1	3	130
記事					配達部								病氣ノタメ多少ノ	遺産ニテ生活

出所：『佐世保養老院々報 昭和七年十一月発行』

定化させていったのであった。

〈注〉

- 1) 小笠原祐次「戦前期養老事業文献にみる養老院に関する処遇と処遇観」
『社会事業史研究』第14号, 社会事業史研究会, 1986年, 1頁
- 2) 吉田久一, 高島進著『社会事業の歴史』誠信書房, 1964年, 211頁
- 3) 井村圭壮「川添諦信」田代国次郎他編著『日本社会福祉人物史(下)』
相川書房, 1989年, 276頁
- 4) 佐世保養老院の『院報』は以下のようになる。

『大正十四年度 院報 佐世保養老院』	大正15年4月15日
『昭和元年度 佐世保養老院院報』	昭和2年10月10日
『昭和貳年度 佐世保養老院院報』	昭和3年12月30日
『昭和参年度 佐世保養老院院報』	昭和4年10月15日
『昭和四年度 佐世保養老院院報』	昭和5年11月15日
『佐世保養老院々報 昭和六年十一月発行』	昭和6年11月20日
『佐世保養老院々報 昭和七年十一月発行』	昭和7年11月25日
『佐世保養老院々報 昭和八年九月発行』	昭和8年9月20日
『佐世保養老院々報 昭和九年九月発行』	昭和9年9月25日
『佐世保養老院々報 昭和十年九月発行』	昭和10年9月10日
『佐世保養老院々報 昭和十一年八月発行』	昭和11年8月25日
『佐世保養老院々報 昭和十二年七月発行』	昭和12年7月5日
『佐世保養老院々報 昭和十三年七月発行』	昭和13年7月25日
『佐世保養老院々報 昭和十四年八月発行』	昭和14年8月10日
『佐世保養老院々報 昭和十五年八月発行』	昭和15年8月15日
『佐世保養老院々報 昭和十六年八月発行』	昭和16年8月15日
- 5) 『大正十四年度 院報 佐世保養老院』2頁
- 6) 戦前期の養老院設立の状況については, 田代国次郎「戦前日本の養老院設立史ノート」
『草の根福祉』第12号, 社会福祉研究センター, 1984年に詳しい。
- 7) 佐世保市史編さん委員会『佐世保市政七十年史』上巻, 佐世保市, 1975年, 85頁
- 8) 『大正十四年度 院報 佐世保養老院』18頁
- 9) 全国社会福祉協議会老人福祉施設協議会編『老人福祉施設協議会五十年史』全国社会福祉協議会, 1984年, 44頁
- 10) 川添諦信「我が養老院」『佐世保養老院々報 昭和七年十一月発行』2頁
- 11) 全国社会福祉協議会, 前掲書, 82頁

老人福祉発達史の一断面

- 12) 養老院の被救護率については、同上書、85頁参照
- 13) 同上書 66頁
- 14) 『佐世保養老院々報 昭和十二年七月発行』21頁
- 15) 『昭和参年度 佐世保養老院院報』25頁
- 16) 『佐世保養老院々報 昭和七年十一月発行』23頁
- 17) 昭和初期の佐世保市の状況は、詳しくは佐世保市市長室調査課『佐世保市史総説篇』佐世保市役所、1955年、342-348頁参照
- 18) 佐世保市史編さん委員会、前掲書、90頁

(平成6年11月10日受理)